

## 山形県アンテナショップ（物販部門）取扱商品選定要領

### 1. 趣旨

山形県アンテナショップ（物販部門）（以下「アンテナショップ」という。）において取扱う商品に関する選定基準、選定手続き等を明確化するために定める。

### 2. 商品の取扱基準

アンテナショップにおける取扱商品は、以下の項目を全て満たしたものとする。

1) 県産品であること。なお、県産品は、以下のとおりとする。

①農林水産物は、山形県内で生産されたもの

②農林水産物以外の商品は、主たる事業所が山形県内に所在する製造業者等が、山形県内で製造した商品

2) 食品衛生法・JAS法等各種法律に定められた表示義務等に対応していること。

3) いわゆるJAS法において原産地表示が義務付けられた加工食品については、表示される原材料の原産地が、国内であること。

4) 取引条件（仕入率、ロット等）で双方の合意が得られること。

### 3. 商品選定の考え方

(1) 物販部門運営事業者（以下「運営事業者」という。）は、2の取扱基準を満たした商品のうち、以下の視点に基づき選定した商品を取扱うものとする。なお、農林水産物については、「生産者の顔や思いの見える」点を重視して選定するものとする。

1) アンテナショップの基本方針（資料1）に合致した商品であること

2) 品質が優れている等消費者の需要が見込まれること

(2) 運営事業者自らが発掘した商品については、山形県アンテナショップ運営協議会（以下「運営協議会」という。）にその取扱いについて提案し、運営協議会において決定する。

(3) 県内の製造業者等がアンテナショップでの商品取扱いを希望する場合は、運営事業者が商品取扱申込を受け付けるものとする。運営事業者は、申し込みを受けた商品が2の基準を満たす場合には、運営協議会にその取扱いについて提案し、運営協議会において決定する。なお、商品取扱いの可否の決定にあたっては運営事業者の意見を踏まえるこ

ととする。

- (4) 山形セレクション認定品については、店舗内販売若しくは取次ぎにより取扱うこととするが、運営事業者が、運営協議会に対してその取扱いについて提案し、運営協議会において決定する。
- (5) 上記に加え、国・県等の支援制度を活用し開発・改良をした商品及び飲食部門で使用する食材については、優先的な選定に一定の配慮を行う。

#### 4. 商品の取扱申込み及び選定の手順等

- (1) 3(3)の規定に基づき、製造業者等が、自社商品等についてアンテナショップでの取扱いを希望する場合は、以下の手順により申込みを行うものとする。

1) アンテナショップでの商品取扱いを希望する場合は、以下の書類に記入のうえ、運営協議会あて申し込むこととする。

##### ①農林水産物

- ・山形県アンテナショップ商品取扱申込書（企業等登録用）（様式1）
- ・山形県アンテナショップ商品取扱申込書（農林水産物）（様式2）

##### ②農林水産物以外の商品

- ・山形県アンテナショップ商品取扱申込書（企業等登録用）（様式1）
- ・山形県アンテナショップ商品取扱申込書（農林水産物以外）（様式3）

2) 申し込みは、上記申込書を運営事業者に郵送・持参することにより、随時受け付けるものとする。ただし、農林水産物については、出荷予定日の1ヶ月前までに申込みを行うものとする。なお、申込みの受付先及びその担当窓口は以下のとおりとする。

- |             |   |
|-------------|---|
| ・ 申込の受付先    | 有限責任事業組合 Y Y C 共同企業体  |
| ・ 窓口担当及び連絡先 | 山形県東置賜郡高畠町大字福沢 7-1072<br>よねおりかんこうセンター<br>(電 話) 0238-57-2140<br>(FAX) 0238-57-4034 |

- (2) 上記の申込みを受けた場合の選定手続きは以下の手順により行うものとする。なお、運営事業者及び運営協議会は、現物確認・商品取扱いの決定等の事務手続きを迅速に行うよう努める。

- 1) 取扱の申込みを受けた商品については、運営事業者が書類の確認を行うとともに、サンプル品の提供を求めること又は製造現場を訪問すること等により、現物の確認を行い、取引条件等について協議を行う。
  - 2) 運営事業者は、書類確認、現物確認及び取引条件の協議等の結果に基づき、申込商品の取扱いの可否に関して、運営協議会に提案する。
  - 3) 運営協議会は、運営事業者の意見を踏まえ、取扱いの可否を決定するとともに、申込者に対してその旨通知する。
- (3) この手続きにより取扱うこととした商品について、運営事業者が、当初予定した取扱期間内に、取扱いを停止又は中止した場合は、運営協議会に報告し、了解を得る。

## 5. その他

- (1) この要領は、運営事業者との協議を踏まえ、県が決定する。
- (2) 県は、この制度の周知に努めるものとし、物販部門運営事業者は、この制度の運用に協力する。